

令和5年度第3回  
朝霞市障害者自立支援協議会専門部会  
(こども部会) 議事録

令和5年8月23日

障害福祉課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第3回朝霞市障害者自立支援協議会 専門部会（こども部会）	
開 催 日 時	令和5年8月23日（水） 午後 3時00分から 午後 5時05分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 501会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 2人	

令和5年度第3回

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）

令和5年8月23日（水）

午後 3時00分から

午後 5時05分まで

朝霞市役所 別館5階 501会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員の変更について
- (2) 医療的ケア児の支援について
- (3) 国及び県の動向について
- (4) 今後のこども部会について
- (5) その他

3 閉 会

---

出席委員（6人）

部 会 長	すぎたこどもクリニック院長	杉 田 正 興
副 部 会 長	特定非営利活動法人キラキラ代表理事	齋 藤 和 美
委 員	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員	野 原 絵 里 子
委 員	放課後等デイサービスまいまい管理者兼児童発達支援管理責任者	戸 倉 美 砂
委 員	和光特別支援学校教諭（特別支援教育コーディネーター）	助 川 大 介
委 員	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長	中 田 陽 代

---

欠席委員（1人）

委 員	（株）SHUHARI（元気キッズ）代表取締役	中 村 敏 也
-----	------------------------	---------

---

オブザーバー

朝霞保健所

久保田 氏

関	係	課	こども未来課こども相談係主査	宮 崎 遼 真
関	係	課	保育課保育係長	常 木 信 孝
関	係	課	健康づくり課保健係長	萩 原 朋 子
事	務	局	福祉部長	佐 藤 元 樹
事	務	局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱 浩 一
事	務	局	障害福祉課長補佐	伊 藤 利 晶
事	務	局	障害福祉課障害給付係長	比留間 和 慎
事	務	局	障害福祉課障害福祉係長	渡 邊 純 一
事	務	局	障害福祉課障害福祉係主査	長谷川 亜樹子
事	務	局	障害福祉課障害福祉係主任	池 田 佳奈美

#### 会議資料

- ・次第
- ・朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿
- ・資料1-1 医療的ケア児の支援について
- ・資料1-2 埼玉県医療的ケア児等支援センター リーフレット
- ・資料2 障害児通所支援に関する検討会報告書
- ・資料3 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）
- ・資料4 こども家庭庁について
- ・資料5 こども部会シンポジウム 企画シート

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・池田主任

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第3回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます、障害福祉課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員8人中6人の御出席をいただいております、朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱第6条第5項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本部会の傍聴についてですが、原則として会議公開の立場をとっており、お二人御入室いただいておりますので御了承ください。

次に、本日の会議資料を確認いたします。

まず、次第と専門部会こども部会の委員名簿。

次に、事前郵送では資料1をお送りしておりますが、机上の資料1-1と、資料1-2に差し替えさせていただいています。

続いて、資料2、資料3、資料4、資料5。こちらで、以上となります。

不足する資料がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、会議に入りたいと存じます。

まず、委員の皆様にご覧がございまして。会議録作成の都合上、御発言の際には、マイクを御利用の上、お名前を名のってから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、これから専門部会運営要綱第5条第3項に基づき、議事進行を杉田部会長にお願いいたします。

### ◎2 議題（1）委員の変更について

#### ○杉田部会長

それでは、議題（1）「委員の変更について」です。

今年度から1人、委員の変更がありました。和光特別支援学校の山田委員が、助川委員に代わられました。

新年度、最初のこども部会ですので、皆様に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず私は、部会長を務めております杉田と申します。

市内で小児科医をやっております。よろしくお願いいたします。

では、齋藤委員から名簿順でお願いしたいと思います。

#### ○齋藤副部会長

こども部会の副部会長をやらせていただいております、NPO法人キラキラの齋藤と申します。

キラキラとしましては、朝霞市の方で相談支援事業所と自立生活援助、それと生活サポートを行っており、志木の方でグループホームを行っております。

個人的には、今年度、主任相談支援専門員になりました。それと、こども部会というところでは、医療的ケア児コーディネーターを行っておりますので、この部会でも活躍できたらと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○野原委員

みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センターで相談員をしております、野原と申します。よろしくお願いいたします。

当相談支援センターは、児童と者の両方の計画相談を行っております。主に、児童の方がほとんど、8割方児童の計画の方をさせていただいております。今は、みつばすみれ学園の児童のおさんをメインに行わせていただいております。よろしくお願いいたします。

#### ○戸倉委員

「放課後等デイサービスまいまい」で管理者兼児童発達支援管理責任者しております戸倉美沙と申します。

まいまいは、まいまい1が朝霞台の方に、まいまい2が朝霞駅の近くに、まいまい3が泉水の方にありまして、1が、個人的に個別にする対応することが多いお子さん、2の方はグループ活動を主にするお子さん、3の方は就労に向けていろいろと活動していった方がいいお子さんということで分けております。

代表の戸倉の方は、私の夫なのですが、市内の特別支援学級とか支援学校とか、そういう所で経験を積みまして、私自身も志木市や新座市で長いこと家庭児童相談員をしております。実は、野原委員ともずっと昔一緒に仕事をさせていただいたこともあります。

ここでは、放課後等デイサービスの立場から、いろいろ発言させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○助川委員

県立和光特別支援学校特別支援教育コーディネーターの助川でございます。今年度からお世話になります。よろしくお願いいたします。

本校は、肢体不自由の特別支援学校になります。肢体不自由の子供たちや、看護教員が配置されておりますので、医療的ケア児も受け入れをしながら学校生活を送っているという学校になりますので、是非よろしく願いいたします。

○中田委員

医療的ケア児の支援を考える会の中田と申します。

最近では、教育委員会に小学校への看護師の配置をお願いしたりするような活動をしておりました。あとは、今週末に当事者向けの交流会を開催するなどの活動を行う予定です。よろしく願いいたします。

○杉田部会長

ありがとうございました。今年度も1年、よろしく願いいたします。

## ◎2 議題 (2) 医療的ケア児の支援について

○杉田部会長

それでは、議題(2)の「医療的ケア児の支援について」、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局・長谷川主査

議題(2)について、長谷川から説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

市内医療的ケア児の全数についてですが、障害福祉課で把握した最新の情報として、上の四角内に記載してある数になります。

朝霞市の現状として、8月1日現在23人の医療的ケア児を把握しております。もともと把握していたお子さんのうち3人、転居や18歳到達というふうなところでリストから外しておりますが、新たに3人のお子さんを把握しています。

把握経路としては、サービスの申請や病院からの連絡、障害福祉課の窓口への相談で把握しました。うちお二人については、まだサービスにはつながっていない、これからサービスの利用が必要になってくることが考えられる方でしたので、把握後すぐに地区担当のケースワーカーの方につないで、いつでも相談していただける体制の方にしております。

あと、以前から把握しているお子さんについても今回お伝えしますと、比較的必要なケアが少ない、経管栄養や時々吸引のみといったお子さんは、児童発達支援や放課後デイサービスにつながる方が増えてきていると感じられます。また、人工呼吸器を使っているお子さんでも、居宅で児童発達支援を御利用される方も出始めており、少しずつ医療的ケアが必要なお子さんに必要なサービ

スが届き始めたと思われます。

ですが、年齢の比較的大きい、また、人工呼吸器を使っているといったお子さんについては、デイサービスを使われていなくて、在宅で身体介護や短期入所といったサービスを使って対応されている方も見られます。対応できる事業所がまだ少ない、若しくは、まだないといったことも考えられるのですが、以前訪問した御家庭の親御さんから聴いた話になりますが、その方は、高校生年齢のお子さんの介護をされているのですが、まず、学校に連れていくことが一つの高いハードルになっていて、登校のための身支度や送迎の負担というのが非常に大きいそうです。放課後等デイサービスを利用するメリットも十分分かっているのですが、家事をしてほかの兄弟姉妹の子育てをしてということを見ると、そこまで手を回すことが難しいといった話をされていたことを覚えていません。

まだお体の小さいうちは、何とか親御さんだけで対応できることがあるのかもしれないのですが、お子さんはどんどん成長していくものなので、先々のことを考えながら、やっぱり支援を考えて組み立てていくことがすごく大切だなということが分かります。特に、医療的ケアが必要なお子さんとなると、支援も特別に配慮することが必要になるため、より支援が難しくなるなというふうにも感じております。

埼玉県では、医療的ケア児等のコーディネーター養成研修が毎年行われておりますが、朝霞市内では、現在、計画相談支援事業所4か所、6人のコーディネーターがおり、活動しております。今年度も計画相談支援事業所から1人、訪問看護ステーションから1人の計2人が養成研修を受講予定で、今後、コーディネーターが8人になる見込みがあります。南西部地域のほかの市では、市に1人か2人いるかどうかというところなので、朝霞は、ずば抜けてコーディネーターの数が多いこととなります。

昨年度も、コーディネーターの活用については御質問を頂いておりますが、コーディネーターの役割として、お渡ししている資料1-2の裏面のちらしにもあるのですが、「保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整」「医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進」が挙げられています。

先ほどの親御さんのお話からも、コーディネーターの方々から、早期から関わって支援できるよう、コーディネーターと対象者をつなぐことがまず必要と考えられますし、そのためにもコーディネーターの周知を行っていくことが、今すぐできることと考えております。

また、令和3年度から進めております、災害時の個別支援計画についても、昨年度から4人のお子さんの聴き取りを進めていますが、今後、コーディネーターの方に御協力いただいて計画の作成を進めていくことを考えております。

個別支援計画については、また、その進捗については、その都度お伝えさせていただこうと思います。

あと、県のことなのですが、今年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修に加えて、医療的ケア児等支援者養成研修が開催されることになりました。障害児通所支援事業所、保育所、学校、訪問看護事業所等の支援者等を対象としておりまして、各関係機関には、研修の案内、情報提供の方をさせていただいています。お子さんに身近に関わる人たちが、理解を深め、適切に支援を行えるようになることで安心して暮らせる地域になることが期待されています。

実際、朝霞からどのくらいの受講希望があったかまでは、まだ把握はできていないのですが、こちらにも新しく情報が入りましたら、また皆さんにお伝えできればと思っております。

また、今年の1月に開設された医療的ケア児等支援センター、資料1-2のところですね、こちらの方、朝霞市は、埼玉医大福祉会カルガモの家の中にできました「地域センターかけはし」が担当の地域になっています。先日、「地域センターかけはし」の方が朝霞市の方に御挨拶に来てくださって、事業についてもお話をお伺いすることができました。

「地域センターかけはし」の方では、どこに相談したらよいか、退院したばかりで不安、保育園や学校に行くに当たってどうすればいいかの困りごとや活用できる制度など、様々な相談を受けて必要に応じて関係機関の調整や助言等を行っていて、主につなぐ役割をされているところが大きいというふうなことを伺いました。

また、実際にお子さんに関わる事業所への困りごとや疑問、そういったことへの対応もされてきて、専門職が事業所の訪問や、対象者宅に事業者の方と同行訪問をして、助言・支援を行うことができるということも言われております。実際に受ける相談としては、御家族からの相談ももちろんあるそうなのですが、やはり支援者からの相談も結構多く、支援者側が困っているという状況も見られるということでした。

朝霞市で実際に相談されている方では、お子さんの学校での支援体制について相談があったということで、親御さんと学校と訪問看護等を交えて話し合いの機会に「地域センターかけはし」が入って対応しているケースがあるそうです。

まだ、実際に障害福祉課と直接「地域センターかけはし」とでやり取りをしてということはないのですが、またそういった機会がありましたら、その内容や結果については、皆様にも共有できたらと考えております。

あと、先ほどから伝えていますコーディネーターのところですね、一応、まだ時期としては未定なのですが、「地域センターかけはし」では、コーディネーターの横のつながりを作るということも役割の一つとしてあるということで、年度内には管轄する地域内でのコーディネーターをつなぐよ

うな連絡会を行いたいというふうなところもお話をされてきました。また、こちらの情報も出てきましたら、皆さんにはお伝えしていきたいと思っております。

議題（２）について、事務局からお伝えすることは以上になりますが、最後に、今、資料としても事前送付させていただいたのと、今日改めて机の上に置かせていただいているのですが、８月２７日に開催されます朝霞市医療的ケア児ファミリー交流会について、中田委員の方から御案内をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○中田委員

お時間ありがとうございます。今週末の日曜日、元気キッズのチルズに場所をお借りして、久しぶりに当事者世帯の方とサポーターの方の交流会をさせていただこうと思っています。

冒頭半分は報告ごとで、後半はグループワークという２部構成にしようと思っています。中で何をやろうと思っているかという、先ほど長谷川主査からも少しお話いただいたのですが、医療的ケア児のお子さんを育てているお母様の復職のお話、保育園についてちょっと御不安があるという方が、１人参加者の方でいらっしゃるアンケートでもあったので、代表の中村委員に居宅訪問保育の概要について御説明をいただく時間を設けようと思っています。さらに、最初に居宅訪問保育を利用した方がいるので、その方にちょっと利用者の経験談というのをお話いただくかなと思っています。

あとは、小学校に看護師配置をお願いしているというのも今やっていることなので、それに取り組んでいる当事者のお母様にも状況のお話をさせていただき、保健所からは、久保田さんから難病患者等の避難支援の体制整備に伴う市町村への情報提供についてというテーマで少しお話をさせていただく予定です。

後半のグループワークのところでは、参加のアンケートのときに当事者の方の話してみたいとおっしゃっていたような内容ですとか、あとは、今、お話を挙げたような医療的ケア児のコーディネーターと皆さんどのぐらいつながっているのかとか。あとは、避難要支援台帳に登録している人、登録したい人。登録した人は、どういう経緯で登録したのかなというようなことがお話できればいいかなと思っています。

内容としては、こういう想定でやりたいと思っていますので、当日来てくださる方は、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

#### ○杉田部会長

ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、委員の皆様から御質問などありますでしょうか。いかがでしょうか。

私から一つ、いいですか。

「地域センターかけはし」は、まだ稼働して間もないと思うのですが、埼玉県は、500万人の県で四つしかない。単純に計算しても、一つ100万人以上の医療的ケア児のコーディネートを担当するということですが、この人員というのは、結構対応できるぐらいの人数がいらっしゃるのでしょうか。

○事務局・長谷川主査

何人いるかまでは把握はしていないのですが、一応朝霞の担当として御挨拶していただいた方は、2人いらっしゃっていて、その方が複数地域を持っているかまでは、把握できていないのですが。ただ、ちょっと電話するとお出掛けになられているとかそういうことで、すごく忙しいのかなというところは感じられました。

○杉田部会長

ありがとうございました。

中田委員、お願いします。

○中田委員

度々すみません。資料1-1のところでお説明いただいた点について、少しお伺いしたいです。

前回のこども部会のときに、血糖管理のお子さんは、数えられますかというお話をしたと思うのですが、その辺りはどうなりましたか。

○事務局・長谷川主査

実際、その後保健所の久保田さんとも確認させていただいたのですが、糖尿病で治療を受けていらっしゃる患者さん自体のカウントはできているのですが、持続的に血糖管理ができているまでは、ちょっと表として上がってこないというところを言われていましたので、ちょっとそこはまだ難しい段階かなと思われます。

○中田委員

ありがとうございます。

小児慢性の特定疾患でカウントできるのではと、当事者の方はおっしゃっていたのですが、その名称を聴いてくれば大丈夫だったりしますか。

○オブザーバー・久保田氏

朝霞保健所の久保田です。御質問ありがとうございます。

先生に書いていただく意見書の内容での判断になってくるので、そのとき現在の正確な数字というところが、まず、正確かどうかというところが疑問であるというところと、それを一つずつ先生に確認するというところはちょっと難しいというところで、数を挙げさせていただくのは難しいとい

う回答でした。

実際に、その加配に当たる治療をされているかというところの、治療方法が意見書に書かれてあるかというところが分からない状況なので、それを聴いていただいて回答できるか、また御連絡をいただきながら確認させていただければと思うのですが、よろしくお願いします。

○杉田部会長

個別の内容になってしまうのですが、意見書には、加配が必要だという文言は結局ないのでしょ  
うか。前に、何か意見書の内容が障害になっているような話があったものですから。その書き方次第で話が進まなくなっているということは。

○オブザーバー・久保田氏

意見書に書かれてある治療方法を実際に行っているかというところで、している、していないという丸になってくると思うのですが、その治療方法自体が、加配に当たる治療内容かどうかというところが今分からないので、意見書に書かれてある治療方法が、看護師加配に当たる治療方法として書かれてあるのかというのが今確認できていないので、この場でお答えすることが難しいです。

○杉田部会長

ありがとうございました。

ただ、自己血糖測定は加配の対象にはなっていますよね、だから、制度として出来上がっていると思いますが。

○中田委員

何でこれをもう1回聴いたかという、小学校は、市町村が管理している範囲だと思っていて、そういうところに通学する可能性が一番高いのが、そういった血糖管理をしているようなお子さんというのは、まず、確実に地域の小学校に上がろうとする方が多い可能性があると思っていて、その方がどのぐらいいるのかという規模感が分かることによって、今は、ちょっと点で交渉しているのですが、その規模感が分かれば、本当は、もっと全体的に取組としてやらないといけないことよということが伝わらなという思いで、カウントできたらカウントしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○杉田部会長

分かりました。ありがとうございます。

小児慢性は、大概の人は必ず申請を出していますよね。

○オブザーバー・久保田氏

糖尿病の患者であって小児慢性の申請をしたいという希望がある方は、出してくださっています

けれども、必要がないというふうに判断されている方は出されていない方もいるので、全員が申請しているというわけではないです。

○杉田部会長

ありがとうございました。

では、実際のところちょっと全数把握は難しそうですね。

分かりました。ありがとうございました。

ほかに、何かございますか。

戸倉委員、お願いします。

○戸倉委員

先ほど、学校へ連れて行くことがハードルというお話があったかと思うのですが、そういう方は在宅、学校に行かないで在宅なのか、それとも、いろいろなサービスを受けて、学校に行っているという理解でよろしいのでしょうか。

○杉田部会長

事務局、お願いします。

○事務局・長谷川主査

学校に連れて行く動作というと、やっぱり負担が大きいのですが、できる限り学校に連れて行く中で、ただ、週5毎日ちょっと難しいから週2日間しか連れて行けないというところで、実際に特別支援学校のバスとかに乗れば連れて行けるというふうな、そういうお家の立地によっても変わってくると思うのですが、その方の家がバスも入って来られないような、家から車に乗せてという動作的なものもちょっと大変な方であるということも理由としてはあるのですが。そういった意味で、ちょっと連れて行くことも大変だなというふうな意味が入っています。

○杉田部会長

ありがとうございます。

中田委員、お願いします。

○中田委員

多分、通学か、訪問での教育かどちらかしか選べないのだろうと現状では思っています。週2だったとしても通学を選んだ方は、残りの週3は、お家で特に何もなくて過ごす必要があるのかなと思っていて、特に、人工呼吸器とかの大きい機器を使われている方は、バスに乗るということもまだ体制が整っていないと言われることが多いと思っていて、去年の春ぐらいから和光の特別支援学校の方ですね、でもこれは、朝霞なのかどちらか分からないのですが、介護タクシーを乗れるようにはなったというふうには聴いています。ただ、その介護タクシーも、人工呼吸器があると乗せられ

ないと聴いているので、結局、そういう手段はあるけど使えない方が出てしまっているんで、人によっては、送迎の負荷は変わらないという状況だと思っています。

ちょっとこの中でお聴きしていて課題だなと感じているのが、支援学校は、県の管理になるのですよね。その県の管理になっている、通学する生徒の方には朝霞市の方がいるのですが、その方が抱える課題については、朝霞市がケアすべき範囲というふうにあんまり認識されてないのだろうなと思っています。

でも、そうすると、県のケアする範囲となるとかなり広い話になってきちゃうので、そこからまたケアが漏れていきやすい部分になるのかなと思っています、では、ここはどうやってケアしていくべきなのかということが、もし今後、お話できるのであれば、検討していきたい部分ではあると思っています。

#### ○杉田部会長

ありがとうございました。

和光特別支援学校の助川委員、その辺の現状は、今特別支援学校の立場から見て、どういった状況になっているか教えていただけますか。

#### ○助川委員

和光特別支援学校の助川です。

医療的ケア児の本校への通学ですが、現状、本校の通学というのは、スクールバスを利用する児童生徒が多くおります。ただ、スクールバスに関しましては、運転手と添乗員の2人で運行しておりますので、車内での医療的ケアが行えない状況にあります。ですので、車内で何らかの医療的ケアが必要となる子供の乗車というのは、現状難しいところでございます。

ただ、例えばお昼の栄養剤の注入のみのお子さんであれば、バス車内で注入することはございませんので、乗車が前向きに検討できて、乗車できている児童生徒もおります。

先ほど、福祉タクシー・介護タクシーの利用ということでお話がありましたが、昨年1月に、県の方から医療的ケアを必要とする子供たちの通学に対して、県の就学奨励費の通学費の中から、その介護タクシー・福祉タクシーの利用に掛かる費用をそこから出すというふうになりました。

実際のところ、利用に関しましては、御家庭とその福祉タクシー・介護タクシーの事業所の方で契約をしていただいて御利用していただいた後に、学校の方に必要な書類を提出していただきまして、後ほど就学奨励費として各御家庭に戻るといったような流れになります。

ただ、やはりこちらの制度が始まりまして、かなり関心も高く、県の方も、今年度に入りまして医療的ケアを必要とする御家庭に対して説明会を開いて、福祉タクシーの利用についてより詳細を各御家庭にお伝えしたところです。ですので、今後、この福祉タクシーの利用をして本校に通学

する方は、非常に増えてくるのではないかと期待をしているところです。

○杉田部会長

ありがとうございました。

朝霞市の通学困難児に関しては、介護タクシーが利用できれば通学可能な状態と考えられますか。

○事務局・長谷川主査

特定のお子さんに関しては、そういったサービスが使えれば、通学頻度が上がるというところも考えられるかなと思いますので、また親御さんには、情報提供をまだされていないようでしたら、していけたらと思っております。

○杉田部会長

よろしく申し上げます。

公教育ですので、これは、憲法の義務ですから。これは、情報提供をしっかりお願いしたいと思います。それでもできないということであれば、また考えなくてはいけないことだと思います。

ありがとうございました。

そのほか、どなたか御意見ありますでしょうか。

では、この件に関しては、よろしいですか。

## ◎2 議題 (3) 国及び県の動向について

○杉田部会長

それでは、次の議題に入ります。「議題(3) 国及び県の動向について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・渡邊障害福祉係長

それでは、議題(3)「国及び県の動向について」ですが、事務局渡邊から説明させていただきます。

この議題では、現在の障害児福祉分野における国や県の動きについての状況を改めて把握しまして、共有を図ることができればと考えておりますので、皆さんにおいても内容を理解していただければと思います。

まず、資料2を御覧ください。

こちらの資料は、厚生労働省が実施している「障害児通所支援に関する検討会報告書」の令和5年3月の概要資料となっております。

前回のこども部会において、障害児サービスの利用者が急増しているというような現状をお話し

せていただきましたが、ここで、国の方でも障害児通所支援に関する基本的な考え方が示されておりますので、見ていきたいと思えます。

まず、一つ目が、「こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。」、二つ目として「エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと」、三つ目に「こどもの育ちと個別のニーズを共に保証した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援に当たっていくこと。」。この三つが、基本的な考え方として示されております。

では、実際どういった内容が必要なのか、また求められているかというところを見ていくと、以下の1番から5番までの内容になりますが、まず1番、「児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備」となっております。

中核機能として①から④まで示されておりますので、この四つの機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向となっております。

また、「福祉型・医療型の一元化後の方向性」としては、国の方で保育士や児童指導員を手厚く配置する方向で検討するとなっております。障害特性に応じた支援を行った場合には、そこにも必要な評価をしっかりと行う方向となっております。

続いて2番、「児童発達支援・放課後等デイサービス」では、総合的な支援が提供されることを基本とし、その上で子供の状態に合わせた特定の領域への専門的な支援を重点的に行うことや、その際にアセスメントを踏まえた上で、必要性を丁寧に判断して計画的に実施されることが必要であるということが示されております。

続いて、裏面を見てもらうと、続きで一つ目の●のところになりますが、いわゆるピアノや絵画のみを提供する支援、こういった習い事のような支援というのが実際なされている現状がありますので、こういったものに対して、公費負担の支援としてはふさわしくないと考えられるのではないかとというのが国の方の意見としてあることや、また、保護者の就労等による預かりニーズでは、家族全体を支援する観点が重要であること。また、放課後等デイサービスについては、学校や家庭とは異なる場として、安心安全に過ごせる場の機能も重視するべきとの内容も示されております。

続いて3番、「インクルージョンの推進」では、子育て支援と障害児支援、その双方向から緊密に連携が行われる地域の体制作りを進めていくことが重要であることや、保育所等訪問支援がより効果的に活用されるように、人員配置や評価、また運用について必要な見直しを行う方向で検討するべきとのことが示されております。

続いて4番、「障害児通所支援の給付決定等」に関しては、適切に発達支援の必要性や支給量を判

断するとともに、子供の発達状況なども把握できる、そういった調査指標に見直すこと。また、セルフプラン率が高いという現状も踏まえて、障害児相談支援による支援が行われるように取組を進めることが必要であるというふうに示されております。

次に5番、「障害児通所支援の質の向上」、では、自立支援協議会にこども部会を設置し、地域課題の把握や分析を行うこと、また、自己評価、保護者評価について、効果的な活用方法等の検討を進めることが必要であるということが示されております。

以上が、障害児通所支援に関する国の動きになっております。

続いて、資料3と資料4を御覧ください。

こちらの資料は、いずれも厚生労働省の社会保障審議会障害者部会の資料となっております、こちらも国の方である程度話し合いの結果がまとまっておりますので、共有できればと思っております。

まずは、資料3「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正後概要案ですが、1ページの「1. 基本指針について」を見ていただくと、この内容が、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針となっており、この基本指針に沿って原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっております。

現在、朝霞市においても令和6年4月から令和9年3月までを計画期間とする次期計画を策定中であり、この国の基本指針を踏まえて、障害者プラン推進委員会等で内容を検討しているところです。

次の2は、基本指針の構成で、それぞれ「基本的事項」や「成果目標」、「計画の作成に関する事項」や「その他必要な事項等」を定めております。

次に2ページ、「3. 基本指針見直しの主な事項」で、障害児の部分を見ていくと、「④障害児のサービス提供体制の計画的な構築」があります。その中の部分を見ると、「児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備」「医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実」という内容が示されておりますので、この辺りは、しっかりこども部会としても押さえておく必要があるかと思えます。

続いて3ページ、「4. 成果目標」で、障害児の部分を見ていくと、「⑤障害児支援の提供体制の整備等」があります。その中で、市町村の部分で見ていくと、「児童発達支援センターの設置」や「全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築」というものを掲げている内容となっております。

また、「⑥相談支援体制の充実・強化等」では、「基幹相談支援センターを設置等」や「協議会に

おける個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」が掲げられておりますので、この辺りも知っておいてもらえればと思います。

次の4ページ、「5. 活動指標」については、今、お話した内容の更に具体的な指標等になりますので、ここは、それぞれ見て確認していただければと思います。

続いて、資料4の方に移りますが、こちらは、「こども家庭庁について」の内容となっております。令和5年4月1日からこども家庭庁が新たに発足されておりますので、国の方もどういったことを目的としているのか、また、どういった機能や内容になるのか等、知っておいていただければと思います。

まず、1ページ目。「こども家庭庁の必要性、目指すもの」というのが上のところにありまして、ここを見ていくと、「こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、」こども政策に取り組むことや、また、「こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援」とあります。

また、その下の部分では「強い司令塔機能」というような項目もありますので、いわゆる一元的に子供に関する施策等を実施していくものというふうに捉えることができるかと思えます。

その中で、実際に障害児支援に関してどのような方針なのかという部分になりますが、続いて2ページですね。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」、こちらを見ていくと、抜粋なのですが「4. こども家庭庁の体制と主な事務」の中に、「4) 障害児支援」という部分があります。ここは読ませていただくと、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こども家庭庁が所管する子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を行う。」というふうに書いております。

また、その下少し飛んで見ていくと、「医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を進める。」というふうに書いておりますので、この辺りもこういった考えの下、我々もしっかりと理解した上で、今後の部会での取組等も進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

次の3ページでは、「障害福祉施策の所管について」の図があるかと思えますが、こちら、こども家庭庁と、今まで所管していた厚生労働省のそれぞれの役割分担になっておりまして、こども家庭庁の主な部分でいくと、やはり「子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。」というように図になっておりますので、そういったところも一元的に取り組んでいくのかなというのを見て取れるかと思えます。

次、4ページの部分を見ていくと、障害児支援の強化と障害児・者の連携強化についての記載となっておりまして、一般の施策との連携により障害児支援の強化を図るとともに、障害児・者支援において、切れ目のない支援にしっかり取り組んでいくというふうになっている、そういった図となっておりまして、こういったところもしっかり連携を図って取り組んでいく必要があるかなというふうに思います。

次の5ページ以降に関しては、「こども家庭庁設置法」の内容であるとか、また、「こども家庭庁組織体制の概要」となっておりますので、ここは確認していただければと思います。

説明としては、以上になるのですが、今のその国の動き等を踏まえまして、できれば、次の議題4の方の検討に生かしていただけると良いかなと思いますので、ここで共有を図らせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました内容につきまして、委員の皆様から御質問ありますでしょうか。

野原委員、お願いします。

○野原委員

先ほど御説明がありまして、国のいろいろな障害児施策について、今、変わりつつあるのだということを読み取ったところですが、その中で一つありました放課後等デイサービスにおいて、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての役割も大事といったところが、最初の方でお話が出ていたかと思うのですが。私の相談のところでも、やはり不登校児の支援というところが今少し課題になっているかなといったところで、学校には通えないけれども放課後等デイサービスなら通える、一つの居場所となるというお子さんもいらっしゃるかなと思ったときに、是非、そういった放課後等デイサービスが、一つの、その子が安心して過ごせる居場所になっていくといいなというふうに、すごく先ほどお話を聴いて思ったところです。

なかなか、現状だと学校に行っていない日は、放課後等デイサービスに通えないといったところも現状としてあるのかなと思ったときに、そこがちょっと認められて、学校に行けないお子さんも放課後等デイサービスに行けるのであれば、そこで安心して過ごせる場所として保障されるみたいなところがあれば、お子さんも一つ生活の場が広がるのではないかなと思ったのと、是非そういうふうなところで、もし、市としても検討していただけるとすごく有り難いなというふうに思いました。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

そのことに関して、私、杉田からちょっと一言あります。

何年か前に、教育機会確保法という法律が制定されて、学校以外のどこか通園、通所、通学できる場所での支援を学校と協力した上で行いましょうという内容の条例があります。実は、これが法律の専門家に言わせれば、義務教育の公教育の代わりになる場所になり得るかどうかという議論があるそうです。

ただ、ほかに居場所がない場合には、それしかありませんので、無理に行きたくない所に行く必要はないよという形で確保をしていく必要がある、これから議論をしていかなければいけない事柄だと思います。

○齋藤副部会長

今の意見に対して、市の意見を聴きたいです。

○事務局・渡邊障害福祉係長

事務局の渡邊からですが、実際、市としては基本的には当然学校が第一だと思いますけど、実態を見ると、やっぱり放課後等デイサービスに通うお子さんで不登校のお子さんは、当然数としては少ないのですが、支給決定を出している方もいらっしゃいます。ただ、教育委員会とも連携を図る中で、学校長が認めるというところがまず必要になるのかなと。実際のケースで、どうしても学校には来られないけれど、そういった場所が変わって行ける場所があるのであれば、学校としても絶対に認めないということではなかったもので、そういったところは、しっかり学校の了解を得た上で計画相談の相談員が調整を図りながら、本当にその子に合った居場所というところを見極めて、しっかりとやっていければいいのかなというふうに考えているので、実際の支給決定上でも、今認めていないということではなくて、その辺は柔軟にしっかり検討しながらやっていけるといいかなというふうには考えております。

○杉田部会長

ありがとうございました。

戸倉委員、お願いします。

○戸倉委員

現状としてお伝えすると、やはり、通って来ているお子さんが、何らかの形で不登校になって、うちの方でお家に迎えに行き、少しうちの方で過ごしてから学校に送って行くなど、本当にそれぞれ個別対応ですけど、学校の先生ともお話をし、そういう形で少しずつ学校に居られる時間を作るとか。あとは、特例としては、まいいいに行きたいから学校にちょっとでも行って、学校の相

談室で過ごしてから、うちが迎えに行った時間に来るという方もいらっしゃるし、もういろいろなパターンがあって、うちだけではなくて、やはり不登校のお子さんを朝から預かっていますという放課後等デイサービスの話も聴くので、その辺りは柔軟に対応していただいているのではないかなと思います。

○杉田部会長

ありがとうございました。

どなたか、御意見ございますか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

先ほどの補足で、実際に認めているのですが、やっぱりあくまでも義務教育で、教育機関で受けるということは第一義的だと思いますので、計画上もそこをゴールにして、学校に通うために、まずは放課後等デイサービスでその子の能力を伸ばしましょうというところが実際のケースであります。あくまでも、やっぱり学校に通うというところの基本線は崩さないというところの考え方を我々は持っていますので、そこはしっかりと個々の状況を見極めて判断しているつもりです。

○杉田部会長

ありがとうございました。中田委員、お願いします。

○中田委員

すみません。先ほど少しお話があった、学校長が認めるか認めないかにも関わらず臨機応変には対応されているのが現状であるということで理解して大丈夫でしょうか。もし、学校長が認めなかった場合にも、そういうケースがあるのかも分からないのですが、何らかの対応はしてあげられるのでしょうか。どの程度、学校長がこの辺の判断に入ってくるのかが、今のお話では余り分からなくて、もし分かれば教えてください。

○事務局・渡邊障害福祉係長

今日、教育指導課がいればその辺をお答えできたと思うのですが、たまたま今日は来られないので明確な回答は難しいのですが、あくまでも、障害児の放課後等デイサービスのサービスでいくと、当然条件を満たしていれば、それが拒めるものではないので、その子にとって療育として必要であれば、そこは行き先として認められるものだと思います。

学校長の判断というのは、教育の分野の中でも非常に大きいのかなというのは感じておりまして、例えば放課後等デイサービスじゃなくても今、フリースクールとかも学校長が認めれば単位というか、出席扱いとして認めているというところも確か話としては聴いていますので、まずは学校長が、しっかり学校として判断をするという必要はあるのかなというのは、我々の立場では感じています。

ただ、それがなされないからといって支給決定ができないというところにはつながらないので、あくまでも、その子の状況を見て条件を満たしていればというところにはなるかと思います。

○中田委員

ありがとうございます。

○杉田部会長

戸倉委員、どうぞ。

○戸倉委員

そういう意味では、やはり野原委員のような相談員がすごく重要になってきていて、私たちもそういうふう困っているというか、学校を休みがちなお子さんなどは、やはり相談員に相談しながら、学校との間に立っていただいて支援会議をして、その上でいろいろなお互いの役割を決定して支援に当たっているような状況です。

先ほど何か資料で、やっぱりセルフプランの方が多いうようなところがありましたけど、今、うちに通って来ている子でセルフプランという子は一人もいないと思いますので、朝霞市は、その辺は充実しているのかなと思っています。

○杉田部会長

齋藤委員、お願いします。

○齋藤副部会長

特定相談支援事業所の集まっている特定相談支援事業所連絡会が朝霞市にあり、私や野原委員も事務局をやらせていただいています。そこでよく話している内容としては、やはり朝霞市の課題は今セルフプランが非常に多くなってしまっていることで、相談員一人一人が抱えている相談件数がとても多くて、それでも追いつかない感じです。

特にお子さんの、この少子化の時代でも、朝霞市は子ども自体は増えていて、それに対して障害児の比率も多いというところがあります。なので、セルフプランで動いている人がはと多くて、少しずつでも受けていけるように取り組んでいる状況です。そのことが地域の課題でもあると思います。まず相談員自体が少ないのでそこを増やしていかないといけないと思っています。

○杉田部会長

ありがとうございました。

杉田からですけども、基本的にこういう相談員の方とつながっている不登校児も多いと思うのですが、つながっていないケースも実際のところ水面下でかなり多いのが現状か、教育指導課に聴けば分かると思うのですが。教育委員会の方への働き掛けとしても、しっかりとした公的な相談員のところへつなぐように仕向けていく、そういうアナウンスも必要ではないかと思っています。

実際に、学習塾が唯一の通学先という方もいらっしゃるし、自宅のタブレットが唯一の教育を受けられる手段になっている方も実際はかなりいらっしゃるのですが、すごく相談件数が多いと思いますが、橋渡しができていないケースも実際にあります。なので、今日は教育委員会がいらっしゃらないので、ちょっと少しコミュニケーションをとっていかなければいけないかなと個人的には思います。

あと、私からもう一ついいですか。

児童発達支援のデイサービスで、先ほど、国からの資料ですか、内容が伴っていないところがあるというところで問題点として指摘されていますけれども、国が進めている事業で、市がそれを支援している事業であるにもかかわらず、「まるで習い事のような感覚で通っている」という発言が関係者からも出てくるような事態が起こっていると。これは、あってはならない。

実際の教育内容の評価というのは、誰が責任を持って評価していく、実際いろいろなケースがあるので、私の施設はこのやり方でいいのですというような、それぞれポリシーがお有りになるところもあります。例えば学校の教育指導要領みたいな統一した基準はありませんが、ただ、余りにも内容が伴っていないところが増えてしまうと、これは問題だと思うので、ある程度の水準維持のための施策が必要であり、どこの省庁なり、自治体なりが責任を持つということになっているのでしょうか。

あるいは、実際にそういう監査は定期的に行われているのでしょうかということをお聞きします。

#### ○事務局・渡邊障害福祉係長

まず、日々の個人個人の療育がどう行われているかというところは、モニタリングが定期的にありますので、そこは第一義的には計画相談の相談員がしっかり確認をしてやっけていただいているというところはあるかと思います。

ただ、その各事業所として、そういうサービスが適切に行われているかどうか、そういったところは、施設の指定権限が埼玉県の方になりますので、県の方がしっかり定期的に監査を行うなどしてやっていくというところの目が入っているかと思います。

現状は、市ではなくて、埼玉県の方になっていますので、引き続き県の方で行われることだと思います。

#### ○杉田部会長

現状は、どうですか。県からのそういった何かチェックみたいなのは入っているのでしょうか、戸倉委員。そういう監査みたいなのは、行われているのでしょうか。

#### ○戸倉委員

すごく間が空きますけれども、監査というか実地指導というのがありまして、そういうふうなき

ちんと計画がなされているかとか、親御さんと半年ごとに面談をして、きちんと記録を取っているかとか、すごく細かく見る日があります。

あとは、年に1回は来ている方の保護者の方の評価を、きちんと国のガイドラインに沿って評価を受けて自分たち自身も評価をして、それを公表することになっているので、ホームページ等で公表している。そういうことでしょうかね。

#### ○杉田部会長

基準にのっとなってちゃんと進めば、ただ絵だけを見せて終わるとかそういう内容が、この文章のとおりだと実態がよく分からないのです。そういう施設というのは、本来は存在し得ないということにはなるのでしょうか。

#### ○戸倉委員

私たちも危機感を持ってまして、コロナの前は、この辺の4市、朝霞市、志木市、新座市、和光市の放課後等デイサービスが集まって資質向上をしましょうという会を作っていて、そこには、朝霞市役所の方も来ていただいて、一緒にお話ししたりしたこともあったのですが、またそろそろ再開して、子供たちにとってどういう支援が必要かという勉強会はしていこうと思っています。

#### ○杉田部会長

ありがとうございました。

どなたか、ほかにございますか。もう1点、今、朝霞市の現状として、発達の遅滞のあるお子さんのマネジメントで、非常に大きなボトルネックというか、足かせになっているのが、医療的な評価をできる専門機関が極めて少ないということです。例えばWISC4といったような心理検査は、非常にいろいろな情報が得られます。その情報があれば、放課後等デイサービスとかそういうところでも、それを参考にしながら支援計画を立てられると思うのですが、それなしで、ただちょっと扱いづらい子だけをどうにかしてくれという形で、受けているのが現状だと思います。

中には、そういう検査を持参してくる方もいらっしゃると思うのですが、朝霞市の場合は、そんなに多くはないと思います。発達支援施設の利用者が急増して、ちょっとびっくりしているという話もありますけれども、実際のところ、適切な利用を行うためには、入口の段階で、評価がしっかり行われる必要があると思います。ただ扱いづらい子、集団になじまない子を何とかしてくれと言われても、それを受け取る側も困ってしまうのが現状ではないかと思われま。

現状のところ、そういうしっかりとした医学的な評価が行われているお子さんというのは、どれくらいの割合で入所されてくるのでしょうか、現状では。例えば、心理検査を既に行って、ある程度の診断が付いているお子さんというのはどのくらいいらっしゃるか、野原委員か戸倉委員かどちらか、いかがでしょうか。

○野原委員

多分、福祉サービスを利用するときに、必ず医師の意見書が必要になっているかと思うので、皆さんどこかの病院でその意見書をもって来て、サービスにつながっているかと思います。その意見書が、どこまでその医学的な心理テストとか診断をされて出ているかという、ちょっとそこは、どこまで専門的に見て意見書として出しているのかというのは、ちょっと私も、そこまで把握していないところでして、もしかしたら、お子さんの様子を見て、通いたいと親御さんからのお話で、書いていただけたところもあるのかなというところもちょっと思っております。

○杉田部会長

親御さんの要望を受けて医者が書く。それを受けて支援を開始するというのが現状で、実際のところ、本当にこの子がどのような発達障害があるのか詳しい評価はされていないケースが多いかと思えます。

大きな病院が少ない、朝霞市に限定すると非常に少ないので、その大きな病院がもう一杯で、これ以上できませんよと言ってしまえばそれっきりになってしまう。適切な利用、適切な支援計画というのもしなくてははいけないので、やはり地域における心理診断可能な施設を充実させる必要があると、私は考えております。

これが、大きな病院、大学病院みたいな大きな病院や、中核病院が市内にあれば、そこにおんぶに抱っこで乗っかってしまえばいいのかもしれませんが、それがないので、病院に頼るのではなく公的な施設としてそういったものをつくる必要がある。ほかの市でも、そういったところがあるので、それを公的な施設として、市が公設公営という形でやっていく。それが、本当に適切な人たちが利用するというフィルタリングを掛けられるだろうと思えます。

小学校入学の就学時の健診のときにもその情報が使えると思います。実際のところ、評価がまともにされないまま、小学校に上がっていくケースもあり、入学後に小学校の先生が困るケースも出てきます。実際のところ、小学校は埼玉県教育委員会が全部予算、人の人数を全部把握していますので、例えば、加配で人を増やすというようなことをしたところで、臨時職員ですから人が集まらないという事情もありますし、朝霞市教育委員会とも協力しながら専用の施設を創設していくということが、市がやるべき責務と私は思っています。その辺り、事務局の方はどのようにお考えか、教えてください。

○事務局・長谷川主査

確実に沿えているものかどうか分からないのですが、確かにWISCとかを使って、検査でその子の指標を出す評価をするというふうなことは、支援にもつながるもので、非常に有意義なものだとは思っています。

ただ、今、発達支援のものを使われているお子さんの中には、一番課題となるのは、グレーゾーンというふうと言われる、何となくちょっと曖昧なお子さんたちというふうなところで、必ずしも、多分検査を取ると、そこそこできているのかもしれない、そこそこ何か大きな問題はないじゃないかというお子さんが、実際に教育の場所だとか何か集団の場所に行くと、トラブルを起こすというふうな状態もあるのかなというところなので、やはり、その子に応じて、そのものが必要かどうかというふうなところは、必ず全員必要ではないのかなというところも考えられます。

あとは、確かにそのWISCというのが一番分かりやすい検査手段ではあるのですが、今、多分、発達支援をされている事業所の方、心理のスタッフとかもいらっしゃるところでは、別の簡単な指標とかを使うなど、ほかにも評価できるものはありますので、そういったものを使いながらお子さんの評価をしていって、成長を見ていってというふうなところでは、やられているかなというふうには思います。

#### ○杉田部会長

全員に必要かどうかという議論はまた別ですが、本当に必要な人に検査が行われていないのが現状だと思います。グレーゾーンの人こそ必要だと思います。なぜかという、例えば、扱いづらい子が多様性の範囲に入るものなのか、あるいは、神経発達症に該当する子どもなのか、そういったものを、しっかり評価する必要があります。

もっと検査のハードルを下げる必要があります。医療機関では、診療報酬の十分なバックグラウンドもありませんので、これは公的なところでやるしかないと思いますので、しっかりと心理職の人も雇い入れた上で、常勤か非常勤かは別としても、もうちょっとハードルを下げる方策を考えていかなければいけないと思いますが、どうでしょうか。委員の方。

#### ○戸倉委員

本当に、そう思います。やはりグレーゾーン、通常級に通って、うちの方に通って来ているお子さんもいて、通常級にはいて、知的に発達の遅れはないのですが、クラスの中ではとても人間関係で大変な思いをしているというお子さんが、うちの方に来て療育を受けているということもありますので、やはり身近なところで、そういう細かい精査を受けられる所があれば。

私も、前に違う市で働いていたのですが、そのやはり教育の現場には、心理の方と言語の方もいるので、今うちに来ていて朝霞ではないお子さんは、心理も受けて、定期的な言語の相談、療育も受けているという方もいるので、どうにかなるのであれば、杉田部会長のおっしゃるとおり、あるといいなと思います。

#### ○杉田部会長

ほかの市町村では、そういうところ、充実しているところはあり、公設公営でやっているところ

は現実にあります。

やはり、グレーゾーンというのは、グレーゾーンだからこそ正確な評価をしなくてはいけないと思います。場合によっては、そのグレーゾーンの人たちを集めて、少し商業的な活動を展開するところも出てくる可能性も危惧されます。そこはやはり心理専門職の介入をしっかりと、評価していただく必要があります。

あと、どなたかよろしいでしょうか。

中田委員、お願いします。

○中田委員

先ほど、渡邊係長が御説明された中で、今の話題を取り扱うことができるような項目は、どの辺でしょうか。でも、これは組織の説明だから、余り書かれていないのかもしれないのですが、どこかに記載はありましたか。見出しだけだから、この資料から読み取ることは難しいのかもしれないのですが、もし、これ以上の詳細を御存知でしたら教えてほしいです。

○杉田部会長

要するに、市として市町村の責務、これだけのことを市町村がしなさいという責務が書かれている文言があるかどうかということでしょうか。

○中田委員

国としての取組、その中で、市町村としてはこういう役割というふうなところまで明記されているかじゃ分からないのですが、ちょっと新しい組織の中で、今、話が出ていたようなグレーゾーンのお子さんに対しての何か支援について、どういうふうに言及されているのかも分かりませんが、何か取組がありそうな部分というのは、この組織体の中にあるのかなというのが、ちょっと見ただけで分からなくて、聴いてみました。

○杉田部会長

ちょっと、私も勉強してみないと分からないのですが、多分ない。それがないのが問題で。

例えば自閉症、ADHDのような神経発達症であれば診断基準が決まっていますが、それに当てはまらない人というのは、基準がありません。そうすると、一人の医師による判断で決められてしまうという問題がでてきます。そこできちっと評価した上で、根拠を明確にした上でグレーゾーンの子どもに対応していく必要があるかと思います。

親が子供の発達について問題意識を持っているか否かというのも重要です。問題意識のない方に、無理やりこの子は問題があるよということを伝えるということも、これも医者独りよがりな判断でやることではありません。ちゃんとした評価の下で、伝える必要があるわけで、評価の裾野を広げていかないと、だんだんおかしな方向に走っていく可能性はあるかなと思うので、医療機関

でもこれ以上できませんという地域の医療事情があるようであれば、もうちょっと市の方で、どうするか対応を考えていく必要があると僕は思います。

どなたか、よろしいですか。

ちょっとなかなか難しい話ですが、次にいってよろしいですか。

## ◎2 議題 (4) 今後のこども部会について

### ○杉田部会長

次の議題、(4)「今後のこども部会について」事務局から御説明をお願いします。

### ○事務局・長谷川主査

資料5の方でお配りしている、「こども部会シンポジウム 企画シート」を御覧いただければと思います。

ここの部分で「シンポジウム」というふうに書いてしまっているのですが、必ずしもシンポジウムというふうなことではなく、前回の部会の方で皆さんの方から意見が出まして、いろいろ何か朝霞市の課題だとか、今後どういうふうになっていったらいいかなというところの話をしていく中で、朝霞市のこの現状、児童発達支援がどういうふうになっていて、実際どういうお子さんがいらっやあって、ドクターの立場からもどういうお子さんを見ていてという中で、啓発というキーワードが出たかなと覚えております。

啓発というところをキーワードにして、あと今年のもう1年度の任期の中で、皆様の中でこの啓発というキーワードに沿って何かできないかを考えようというふうなところを前回はお話させていただいたのですが、ちょっとこれを具体的に進めていけたらと思ひまして、そこを考えるため、大体の形、枠、簡単なものですが作らせていただいています。

今、朝霞市の背景や課題等としては、障害児福祉サービスの利用者の増加というふうなところ、あと周りの大人の対応、知識の不足があるよねとか、こども基本法の施行もあるよねというふうな内容が出ていたと思います。あと、ちょうど本当に今出ているとおり、実際に評価のシステムもどうなのというところも課題として出てくるかと思うのですが、ここでは、地域で共に生きる社会の実現を目指して地域の課題の共有、あとは、障害児分野、福祉の分野で起きている現状を理解してもらい、障害福祉関係者に療育に正しい知識、理解を深めてもらうというところで、実際何かやるためのものを作っていけたらなと思ひています。

下の対象者のところに空欄では書いてあるのですが、前回の中では、まず支援者向けにこういったことをやっていきたいなという意見が出ていたと思ひますが、今の朝霞の現状をみんなで共有するというところで進めていけたらいいかなと事務局の方では思ひています。

○杉田部会長

ありがとうございました。

本議題につきまして、委員の皆様から御意見、御質問などありますでしょうか。

中田委員。

○中田委員

資料5にある「こども部会シンポジウム企画シート」の「背景・課題等」と「目的」の記載については、前回の医療的ケア児部会で中村委員を中心に話が出ていたところを基にされているのかなと思いました。

その話の続きで、この企画シートが仕上がっていくのであれば、この下については、前回、幼稚園や保育園に断られてしまったから児童発達支援が数字としては増えているというのが一つありますよということをおっしゃっていたとあって、では、幼稚園側、保育園側としてはなぜ断ってしまうのかという、支援ができないからとか、ちょっと分からないからどうしていいか分からなくてやりませんというふうなことを言っている。そういうのであれば、分かるようにしてあげるような施策があるべきだというふうなお話があったと思っているので、例えばこのシートをそのまま続きとして書くのであれば、対象者としては、例えば保育園向け、または、幼稚園向け、その応用として学校向けみたいなものが入ってくるのかなと思っています。

では、それに対してどういうことを啓発として入れていくのかという、例えば保育所等訪問支援の介入がなかなか難しいという現状のお話も出たと思いますので、そういった介入によって困難事例が改善したというようなケースの紹介とか、そもそも保育所等訪問支援というのはどういうものなのかという概要のお話。あとは、そういった支援を要請するにはどういうふうな手続をとればいいのかというような手段についてのお話。あとは、最後に、これは何か新しい法律でできるようになったということで話題になったと思うのですが、保育園の中にも児童発達支援を作れるように法律が変わったというようなお話だったので、例えばそういう、今できるようになったことということで補足的に情報共有をするみたいな会があるのいいのかなと思いました。

先ほどの「障害児通所支援に関する検討会報告書」の概要2の方にも「3. インクルージョンの推進」というところで、「保育所等訪問支援がより効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべき。」というふうな1文が入っていると思うので、そこの報酬面で何か待遇が変わってくるのであれば、このタイミングにここをテコ入れするのは一ついいのかなと思っています。

あと、一方で自治体としてフォローしていただく必要があるのかなと思っているのが、これも前回の中村委員がおっしゃっていたところなのですが、保育園や幼稚園側がそういった子たちを受け

入れることに対するインセンティブがなさ過ぎるということを現実としておっしゃっていたので、そこに対してのケア、費用面なのか人手の問題なのかというのはちょっと分からないのですが、そのフォローについて自治体で何ができるかということを考えていただくと、よりいいのかなと思いました。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

インクルージョンの受入れに対する保育所に対するインセンティブですね。市の事務局の方、それに対して何か御意見はありますでしょうか。

○事務局・常木保育課保育係長

今の回答になるか分からないのですが、今の保育園の現状というか受入れの体制というか、断られているとかというお話の中で、今保育園では、障害がある方ですとか、加配が必要な方だとか配慮が必要な方ということで、100人以上が今いる状況です。当初は、もともと公立園で受入れを行っていた中でどんどん増えていき、今はもう民間の園にもお願いをして受入れをしていただいているところです。

そのお子さんに対する支援といいますか、当然、加配の職員を園の方で必要ということであれば付けていただき、それに対して、市の方から金額面ですけれどもそういったお金を補助するというような制度というのもございます。

それから、保育園は、そもそも保育が必要な事由というのが必ず必要なのですが、ただ、一方で小学校に入る前の子というのは、集団生活とかということが非常に大事になってくるということもありますので、育成保育というふうにはいるのですが、保育の事由がなくても保育園で集団生活というのを体験して、スムーズに学校の方に行けるようなという制度、育成保育というのも結構前から朝霞市はやっておりまして、そういった取組も一応やっているというところではあります。

当然、断るというところも、保育園でまず集団の保育ができるのかどうかというところが、やはり一つのポイントになってくるのかなと思っています。基本的には、保育園はいろいろなお子さんがいる中での保育が大前提になってくるので、それが難しいというような判断になってしまうと、こちらの方も、例えば今日いらっしゃらないですけど中村委員がやっていらっしゃる居宅訪問型とかを御紹介したり、あっせんしたりということもさせてもらうのですが、やはりどうしても合わない、今は受け入れられないということになると、申し訳ございませんというような形にはなってしまうかなとは思っているのですが、大前提として、集団で保育をするというところが一つある

中で、園長先生とかそういった方々に見てもらいながら、複数の目なのですけれども、この子はできる、この子はちょっと難しいというような判断を一応していただいているというようなところではあります。

まとまりのない話になってしまったのですが、一応保育園の事情としては、そういった体制ではございます。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

どなたか御意見、ございますか。

確かに、最近いろいろな本を読むと、幼保小一体化という言葉がキーワードとして出てきて、今日は教育委員会の方がいないので残念なのですが、こういうインクルージョンというのも、保育園というのは体験学習が主体で、小学校に上がったなら座学が主体になるわけで、大きな転換期になるわけで、そこで本当は、小学校の取組というのも今後は議論になっていかなければいけないのですが、ただ、小学校は法律でがんじがらめに縛られちゃって、身動きが取れない状態なので難しい。今後も、小学校も含めて問題提起していかなければいけないかなと私は思っております。

どなたかございますか。

○中田委員

御説明ありがとうございました。

多分、今おっしゃっていたのが現状の話だと思っていて、そこで難しいと判断されてしまったお子様たちを児童発達支援などで見ていただいている、その中で、もう少し保育所等訪問支援などのサポートがあれば、集団保育のきっかけにもなるのになという方がいるからこそその発言が、前回の部会であったのかなと思っております。

そうすると、多分、保育園や幼稚園側としては、できないと判断していたところを受け入れるということになるという、多分心理的な負荷が掛かってくると思っていて、それには、多分現状の加配というところだけだと、なかなか運営としては厳しくなってくるころがあるから、受け入れられないという判断をする部分もあると思います。

では、もう一步、そのインクルージョンを進めていくに当たって、サポート面で、先ほど予算の話になりましたけれど、人の面なのか金額の面なのかというようなところで、サポートが必要になってくる可能性があるかなと思っております。

ただ、現状としては、余り保育所等訪問支援の活用というのができないケースが幾つか見られるということだったので、そこを活用するための、何か啓発機会があるというのは、一つあってもいい

いのかなと思った次第です。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

どなたか御意見。よろしいですか。

ちょっとその辺、シンポジウムの企画を、これから対象者も含めて具体的に進めていくことになるのかなと。大人のほかの部会でもこういうのをやったんでしたっけ。

○事務局・渡邊障害福祉係長

資料5のページをめくってもらうと、参考で付けたものがありまして、今年度、精神包括ケア部会と地域生活支援拠点部会でも、部会の方での意見が出たことも踏まえて、その各事業所の連携や、つなぐということが必要だよねというところで、交流会を実施したというのがこの2枚目の資料になっております。

イメージとしては、こういった形で、この部会としてやっぱり何か形としてできることがあればというところで、是非やっていければいいかなというふうに思って、今回、前回の御意見からこういう枠だけは作ったものが資料5になりますので、この辺をちょっと具体的に、是非各委員の意見を更に出していただいて詰めていただけると、そして、更に実現していくといいのかなというふうに思っております。

○杉田部会長

ありがとうございました。

○野原委員

みつばすみれ学園の野原です。

先ほど意見を聴いて、シンポジウムをもしやるとしたらというようなところで、具体的にどういうふうにするのかなというところを考えたときに、この障害福祉サービス全般についてシンポジウムをすると、なかなか幅が広くて難しいのかなと思ったときに、先ほど中田委員からもありましたが、保育園向け、幼稚園向け、学校向けみたいな感じで、ちょっと絞ってみた方がいいのかなと思いました。例えば就学前だったら、児童発達支援と幼稚園、保育園になるのかなと思いますし、就学後だと放課後等デイサービスと学校とかになるのかなと思うと、そこでちょっとどちらを対象にするかみたいなところで絞って、シンポジウムを考えてみてもいいのかなと少し思いました。

もし、幼稚園から小学校まで通してとなると、一つ共通しているのは、やっぱり保育所等訪問などのサービス、児童発達支援でも放課後等デイサービスでも使えるといったところでは、中田委員からもありました保育所等訪問支援について、ちょっとみんなで理解を深めるとか、内容、どうい

うものかとか、使い方とかそういったところは、皆さん共通して学べるところなのかなというふう  
に思いました。

その後は、各グループじゃないですけども、その分野ごとに分かれて考えていった方が、すごく  
まとまりやすいのかなと少し思いました。

○杉田部会長

ありがとうございます。

ターゲットがあんまり広い範囲で話をしても、よく見えてこなくなっちゃう可能性も確かにある  
と思います。日程の問題もあるかもしれませんが、その方が良いかなと私も思います。

あと、どなたか。大丈夫でしょうか。

では、中田委員。

○中田委員

保育所等訪問支援のお話以外とかで、また別のテーマを設定するとしたらということでお話しま  
す。

長谷川主査が先ほどお話をされていた、医療的ケア児コーディネーターが、今後医療的ケア児支  
援センターとの関わりや、それ以外の各機関とのハブになる型として重要になるというお話があっ  
たのですが、ちょっと現状、養成研修まで終わられている方は多いというところまでは分かっている  
のですが、その方々は、今どのような活躍を市内でされているのかが、余り状況として分かって  
いないかなと思っていて、そういった方々の活用など、支援展開をしていくためにどうしたら  
いいのかというシンポジウムが一つあってもいいのかなと思いました。

多分、1年か1年半ぐらい前から、このコーディネーターが重要になるということは分かっている  
けども、活用については少しハードルがあるというようなことを、報酬の問題なんかはどういう  
ふうクリアしていけばいいかということ、ちょっとまだ解が見出せてないですというようなこと  
を以前障害福祉課の方がおっしゃっていたような記憶があったのですが、その課題が、報酬だ  
けのものなのか、それ以外にも何か課題が現状としてあるのかというようなことを可視化する機会  
があれば、その対応策を一つ一つ考えていくことができるようになるので、良いかなと思いま  
した。

あとは、もう一つ、2年ぐらい前に避難用支援台帳のお話が結構活発に出ていたと思うのです  
が、避難情報に関するガイドラインの改訂が2021年にあったと思っています。以前、福祉避難  
所の話が、このこども部会でも出たと思っていて、そのときは、通常の一般避難所を開設してか  
ら、必要があれば福祉避難所が開設されるという流れだったのですが、ちょっとそのガイドライン  
が変わったことによって、福祉避難所を直接開設することができるということに変わったそうなの

ですね。直接避難を可能にするためには、今、市の方で指定している福祉避難所の方との事前調整が必要だったりすると思うのですが、そこが今、どこまで進んでいるのか私もあんまり分かっていないのですが、特に何もなくスムーズに進んでいたらいいのですが、何かそこが余り進んでないものがあるとしたら、ちょっとそれをテーマにした企画を考えるのも一つ良いのかなと思いました。

ちょっとやりようはいろいろとあると思っているので、どのテーマでもいいのですが、こども部会だからやった方がいいというような内容にできればいいと思っています。

以上です。

○杉田部会長

ありがとうございました。

その辺り、事務局の方、今何か進んでいる話とかありますでしょうか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

福祉避難所は、指定避難所という所への直接避難に関してということだと、危機管理室がその主管課になるので、そこと福祉部局と連携して話し合いというのは少しずつ進めてはいるのですが、実際、直接避難というところまではまだ至ってはいないというところが現状かと思います。

それは、今後の課題、ここ数年の課題にはなっていると思いますので、その辺をしっかりと今後も話し合いはしていく必要があるかなと思っているのですが、まずこの企画自体を進めていくのかどうかとか、我々としては、そういうお話ではなく、意図としては、この形をしっかりとやっていくのかどうかというのも部会として決めていただきたいなというので、今日の意図として挙げています。

前回部会で、やっぱりその具体的などころまで詰められていなかったの、今回も挙げさせてもらっているの、何をテーマにするかと絞ることも大事ですし、さっきの保育所等訪問支援に絞るのもいいですけど、こども部会というところで、広げた中でこの2枚目を見ていただいて、実際6月1日にやったのが、やっぱりそれぞれの分野ごとに現状を話してもらおうなど、こういうことが必要だよ、ああいうこと必要だよというの、それぞれの分野に特化して話してもらおうというの、もいいのかなとは思っているので、その辺を詰めていただくと有り難いなというところです。

○杉田部会長

こども部会、このシンポジウムの件なのですが、一応いろいろ議題に取り上げたいことは山ほどあるかと思いますが、ただ、ちょっとある程度やっぱり絞っていかないと進められないかと思います。ですので、取りあえず初回ということにはなりますので、現状のオリエンテーション、あるいは将来の見通し、その辺りについての話ができればいいのかなとも思いますが、その辺り、御意見はいかがでしょうか。

取りあえず方法として、あと講師、誰に喋ってもらおうとかですね、講師は予算の問題があるかと

思うのですが、当事者呼んで現状を喋っていただくという形になるのではないかなと思います  
が、どうでしょうか。障害者支援の、この地域における問題点の抽出というか、そういったこと  
になるのかとか。あるいは、それを一歩踏み込んでもう一歩。

齋藤副部長、お願いします。

○齋藤副部長

今までの話をまとめてみてというところになると思うのですが、そもそも、ここは医療的ケア部  
会からこども部会というところになったので、話がどうしても広がってしまって、課題も多くなっ  
ているというところではあると思うのですが、今回、多分このこども部会のシンポジウムというの  
が、先ほど一番初めに説明があったのが、啓発というところは大事だよねというお話からだったと  
思うのですが、そもそも、それは保育所等訪問支援のところから話が出たと思っています。その  
周知が余りないので幼稚園とか学校とかに入っていけない、でも、それが入ることによって受け入  
れてもらえる子供たちがいるのではないかというお話になったかと思うので、やっぱり、保育所等  
訪問支援に絞ってというところが一番いいのかなと思います。

○杉田部長

ありがとうございました。

そうすると、インクルージョンの実施に向けた方策というような形の中で、保育所等訪問支援の  
話を一つ方法として出して、しゃべっていただくという形にするかですね。

○中田委員

タイトルは、ちょっと最後に考えるぐらいにしないと難しいかなとは思いますが、具体的な、啓発  
すべき内容から先に決めていって、最後に言いたいことはこうだよというので、最後タイトルはで  
きれば良いと思うのですが、実際に啓発したい内容というのは、もう既出だと思っていて、さっき  
もお話したのですが、そもそも保育所等訪問支援が何か分からないから受け入れてもらえないので  
はないかというぐらいのところからスタートした方がいいと思うので、ちょっとタイトルは後で考  
えてはどうかと思います。

ただ、内容としては、保育所等訪問支援とはとか、具体的にどういうふうなことをしているのか  
という説明など、保育園や幼稚園は、どういうふうにその人たちに来てもらえばいいのかというよ  
うなところを分かるようにすればいいのかなと思っています。

誰がその講演をするかというふうなお話になると、ちょっと思い浮かぶのは、野原委員がいらっ  
しゃる。でも、やってらっしゃいますもんね。

○野原委員

講演はやっていないです。

○中田委員

そうでしたっけ。

では、もう中村委員のところかなと思います。多分、幼稚園だと県の管理になっちゃうので、まずは、保育園向けに一つ同じプログラムでやって、その内容をちょっとブラッシュアップして、その次に幼稚園向けみたいなのができたらいいなっていうようなものが、ちょっとひとつなぎでできればいいのかなと思っています。

これは、中村委員だけがいればいいのかと言われると、ちょっとそこがよく分からないので、そこについては、ここで話すとちょっと難しいかなと思いますけど。

これって、もう別途確認する、詳細を詰める機会ってないのでしたっけ。

○事務局・長谷川主査

すいません、ありがとうございます。

詳細について、こういう場で皆さんに集まっていただいて詳細を詰めるというふうな機会は、ちょっと設定は難しいかもしれないのですが、何らか、こちらの方で情報を取りまとめて皆さんに伝えていくような形では、対応はさせていただきたいなと思っております。

申し訳ありません、今、こちらの方で聴いていて感じたのが、保育所等訪問支援事業がどんなものかという説明会を開くというふうになっているところで、その中では、なぜ保育所等訪問支援に関しての周知をしたいかというところとか、今の朝霞市では、こういう状況があるというふうな、朝霞市では、実際に受入れが悪かったりとか、子供への支援がうまくいってなかったりという、そういうベースがあってというふうなところの話も入るということでもいいのでしょうか。

そうすると、背景とかの部分だと、もちろん保育所等訪問指導をされているチルズとか、中村委員に話していただけると有り難いなという部分もあるのですが、何かその背景をほかにも語っていただける人がいると更に、だからより一層必要ということ伝えるには、強化のものにはなるのかなと思うところで、ちょっと何か背景と一緒に語っていただく。多分、保育所等訪問支援事業だけにすると、これってあんまり私達には関係ないじゃないと言われてしまうところもあるかもしれないのですが、やっぱりそれ以外の朝霞の状況というのを知っていただくのは、対象者限らず、どんな方でも知っていただくことは、すごく有効なのかなとは思っているので、ちょっとプラスをしていただけると有り難いかなとは、私的には感じました。

○中田委員

参加する方は、あまり広くしてしまうと、しゃべる内容がばらけてしまうので、ちょっとそこはタイトルと内容を踏まえて検討すべきだとは思いますが、背景の部分に関して言えば、ちょっと前回のこども部会のときに、野原委員だったかなと思うのですが、学校になかなか入れてもらえな

い話って、これは、保育所等訪問支援事業の仕組みでしたっけ。何か、その話題が出たような記憶があるのですが。

○野原委員

学校の方にも、やっぱり保育所等訪問支援事業というのは、なかなかまだ周知されていない部分があって、入るのが難しいなど、やっぱり民間の人が入るのはちょっととかいうところでは、結構壁があるかなと思ったので発言させていただきました。

○中田委員

ありがとうございます。

なので、ちょっと対象者は、初回はちょっと全然違うところになるかもしれないのですが、背景としては、各セグメントでなかなかこの支援が入り込めないというのが現状としてありますよ。あとは、実態として、児童発達支援を受ける子供たちが右肩上がりに増えています。その理由の一つとしては、集団生活というところでなじむことができないお子さんがいるというふうに言われてしまって、児童発達支援を紹介されるというケースが増えているというのが背景ですというふうに説明はできるのではないかなとは思っています。

回答になっていますでしょうか。

○齋藤副部長

今日、傍聴に来てくださっているのがP a 1なのですが、P a 1もすごく保育所等訪問支援を頑張って入ってくださっていて、ちょうど今日、吉川さんとも私、お話したばかりなのですが。学童という所も見に行ってくださいたりとかしています。なので、実際に現場で頑張ってくださいっている事業所の方が、何が困っているのかというところをまず聴いてもいいのかなと思います。

○杉田部長

ありがとうございます。

シンポジウムという表現を使っているので、最初、基調講演みたいな形で現状の説明と、保育所等訪問事業の説明をした後に、関係者がパネリストとしてディスカッションすると。そういった中に、発達支援施設の方、行政の方、場合によっては議員の方が入ってもいいですけど、そういった形で議論を進めていくという形がいいのではないかなと、今ちょっとお話を聴いて思いましたけど。

そうすると、大体2時間ぐらいで済むのかなというところで。一方的な講演じゃなくてですね。いかがでしょうか。

全体の方向としては、最初に講演二つ、二演題ぐらいですかね。大体長くても20分ぐらいの講演として、保育所等訪問支援事業も大切ですけども、それで30分以上しゃべるのは、なかなか

きついと思いますので。あとは、現状の今のこの地域における障害者支援、発達支援の現状をどなたかに話をしていただいた後に、訪問事業を、中村委員にしゃべってもらって。それで、パネリストの中に、今出ていただいた中で議論していただくと。

○事務局・渡邊障害福祉係長

本年度に関しては、すいません。そういった講師を誰か呼ぶという予算に関してはないので、あくまで、この部会として各委員さんの御協力の下、現状に詳しい方がそろっていると思いますので、そういったお話で進めていただけるといいのかなと。

実際、例えば予算を組んで、誰か有名な方を呼ぶとかいうのは、また次年度以降とか、またその次の話になってくるかなと思いますのでお願いします。

○杉田部会長

実際、お金。講師料、講演料を払わなくても来てくれる方を呼べばいいのかなと思いますが。ただ、予算に関係するというのは、その話の中で、誰も予算の権限、あるいはそういったアクションをできない人たちがその場においても話が進まないというか、消えてしまう可能性があるもので、そういった意味で、どなたか執行部の方にいらしていただかないといけないかなと思いました。

それで、ちょっと少し青写真を進めていただけてという形でもよろしいですか。

よろしいですか。では、それで少し進めていっていただくということでよろしいでしょうか。

◎2 議題 (5) その他

○杉田部会長

では、時間の問題もありますので、次の議題。

議題(5)「その他」、皆様、何かありますでしょうか。

久保田さん、お願いします。

○オブザーバー・久保田氏

朝霞保健所の久保田です。お時間がない中、申し訳ありません。

資料1-1で議題に上がったところを、不明確なお答えをさせていただいてしまったので、追加でお答えできればと思うのですが。

前回の会議の後、長谷川主査と話させていただいた内容が、小児慢性の意見書の検査所見のところ先生が書いてくださる内容が、血糖値が空腹時のものと随時のもの2か所しかなくて、治療内容については、薬物療法、インスリンだったり、経口血糖降下薬だったり、その他というようなところは、はい、いいえというようなところで丸があるのですが、加配に関わる持続血糖測定値による血糖測定を含むというような内容について記載をする箇所が含まれていないので、その他という

括弧内に、先生が気付いて書いてくださればこちらも拾えるのですが、そういった記載がないと、ちょっと人数として拾うことが難しいというようなことになります。

なので、中田委員がおっしゃっていた、意見書の内容で確認できるというところが、どこの箇所なのかというのがちょっと分からないというような回答になります。

○杉田部会長

ありがとうございました。

事務局から、何かございますか。

○事務局・池田主任

事務局の池田です。

次回の部会の日程について、次回の会議は、令和6年1月17日水曜日、午後3時から開催を予定しています。また近くなったら、開催通知等を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、今回欠席された中村委員にも、今回の内容を共有させていただきますので、また今回の議題の内容を深めていけたらと思います。

事務局からは、以上です。

◎3 閉会

○杉田部会長

ありがとうございました。

では、特になければ。長い間お疲れ様でした。

これをもちまして、令和5年度第3回朝霞市障害者自立支援協議会専門部会を終了いたします。

本日は、長い間ありがとうございました。